

個人 2

受 令和 5 年 2 月 21 日  
付 午前・午後 9 時 00 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 5 年 2 月 21 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 市原 誠二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	尾張東部地域全体の更なる発展に向けた「尾張東部地域まちづくり協議会（仮称）」の設立について
要 旨	<p>尾張旭市を豊かで魅力にあふれる都市とするためにも、自治体の枠を超えた共通の地域課題の解決のためにも、自治体間の連携や協力強化の必要性は増しています。</p> <p>例えば、埼玉県では、埼玉県西部地域まちづくり協議会（5市：所沢市、飯能市、狭山市、日高市、入間市で構成）があります。5市が協力して地域課題の解決に取り組み、スケールメリットを享受しようとして協議会が設立されております。具体的な活動としては、2021年2月の「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明など、個別の自治体を超えた、より大きな社会課題の解決を目ざし、同じ理念を持ち、より広域な範囲での活動を推進しています。</p> <p>ぜひ、尾張旭市が隣接する市町を巻き込み、尾張東部地域全体の更なる発展と共通する地域課題の解決に向け、「尾張東部地域まちづくり協議会（仮称）」の設立について答弁を求めます。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

